

# 一般社団法人日本障がい者乗馬協会

## 役員選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下「本協会」という。）の定款第4章第23条に定める役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員資格及び任用期間の上限)

第2条 本協会の役員は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める要件を満たしていること
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツ全般、若しくは乗馬、障がい者乗馬の分野において、専門的な知識や経験を有していること
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと
- (4) 遵法精神に富んでいること
- (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与し得ること
- (6) 本協会の活動に対し、常に実質的に活動しうること
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という。）及びその他の反社会勢力であったことがないこと、又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過し現在暴力団その他の反社会的勢力でないこと」
- (8) 就任時において満70歳を超えていないこと。ただし、2名について理事会の決議によって適用外とすることができる。

### (役員選考委員会)

第3条 役員候補者の選考については、役員選考委員会規程に定める。  
(役員選考委員会は、以下委員会という)

### (委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席委員が協議の上、議長を定める。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めないものとする。

(役員候補者の推薦)

第5条 役員候補者となるためには推薦を必要とする。

2 理事の推薦については以下のいずれかとする。

(1) 加盟団体による推薦

ただし、各加盟団体は1名の推薦に限る。

(2) 委員会による推薦 但し社員団体関係者以外の外部学識経験者に限る

3 監事の推薦については以下とする。

(1) 委員会による推薦

(役員候補者の決定)

第6条 委員会は、理事については被推薦者6名以上20名以内、監事については被推薦者2名以上5名以内を選出する

2 委員会は、前項により選出された被推薦者から役員候補者を選考し、役員候補者名簿を作成し、理事会に答申する。ただし、前項により選出された被推薦者の人員が、定款に定める最低人員に不足するときは、委員会は、定員に満つるまで、不足する人員を選考するものとする。

3 前項の答申を受けた理事会は、委員会の答申を尊重して、審議を行い、役員候補者を決定する。

(役員決定)

第7条 理事会は、前条第4項の役員候補者について、総会に提案する。

2 定款23条第2項に基づき、総会は、前項の役員候補者名簿について審議の上、役員を選出する。

(業務執行理事の決定)

第8条 前条第2項により選出した役員で構成する最初の理事会において、会長1名、

副会長1名、理事長1名を決定する。

(本規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則 1. この規程は、令和5年4月1日に施行する。